

これまでの部会における主な意見（未定稿）

1. 労働基本権の保障とスト規制法

（部会資料等より抜粋）

- ・ 憲法第 28 条では、労使間の対等な交渉を促進するため、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権）を保障している。
- ・ 憲法上の争議権は、全ての争議行為を保障する権利ではなく、主体・目的・態様等の観点から「正当なもの」と認められる場合にのみ、刑事・民事免責を享受する。スト規制法は、国民の日常生活・国民経済に支障を生じないようにする観点から、電気事業の争議行為のうち「正当でないもの」を明確化し、禁止したもの。
- ・ 労働関係調整法では、電気事業を含む公益事業に対し、争議行為予告義務や内閣総理大臣による緊急調整等の特別な規制が設けられている。諸外国には電気事業に限定して争議行為を規制する労使関係法制はない。
- ・ 労調法の緊急調整は労働争議の早期解決が目的であるのに対し、スト規制法は正当でない争議行為の未然防止が目的。

公	労	使
<p><争議権の保障></p> <p>○ 電気の安定供給は重要だが、それが憲法や労働組合法で保障されている権利と調和の取れたものになっているのか、あるいは、どうするべきか、ということを議論すべき。</p>	<p>○ 労働三権は、憲法第 28 条に定める生存権的基本権とも言えるものであり、スト規制法を廃止して電力労働者の労働基本権を回復すべき。</p> <p>○ 電気事業に限って「電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない」として、特別法によって正当性が否定され、争議権が制約される理由が理解できない。</p>	

	<p><労調法との関係></p> <p>○ 労調法によって、電気事業を含めて国民生活に重要な影響を与える産業は、公益事業として争議行為予告義務や内閣総理大臣による緊急調整などの特別な規制がかかっているにも関わらず、スト規制法によって、更に規制をかけて屋上屋を重ねているのではないか。労調法の公益事業規制がある中でスト規制法を存続させるのであれば、なぜ電気事業及び石炭鉱業の労働者のみについては、労調法の公益事業規制では足りないのか論理的な説明が必要。</p>	<p>○ 先般の震災の計画停電はある意味で「予告」といえる。事業者は停電予告があれば、それに向けて大変な準備をする。(労調法の仕組みで) 予告をするのだから、影響はないのではないかということだが、(予告をされるだけで) 非常に大きな影響が出てくる。</p>
<p><正当でない争議行為の範囲></p> <p>○ 争議行為には、そもそも業務を停廃させ使用者に損害を与えることによって圧力をかける、いわば戦いのための武器という性質がある。業務を妨害することとは密接不可分の関係にある一方、憲法28条の枠内の中で、労働者の権利として定められているため、その限界をどこに置くかはなかなか難しい問題。</p> <p>○ 正当か否かは、最高裁にいかないと最終的な判断がなされず、かつ、実際にストライキをされることがないとするれば</p>	<p>○ スト規制法において、スイッチオフ等の積極的行為は別として、消極的行為まで正当でないとして法で明文化する必要があるのか、本来正当な争議行為まで正当でない争議行為とされているのではないか、疑問がある。</p> <p>○ 現在は、中央給電指令所もほぼコンピューターで制御され、いくら人を確保しても、通信網が遮断されれば制御が利かない。今の時代に合った法整備が必要。</p>	

<p>そういう判断はなかなか出ないと思うが、普通のストライキをした結果として電力の供給が阻害されてしまうことが常に「正当でない」かどうかは、議論の余地があるような気がする。</p>		
<p><争議権の行使></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力労働者の安定供給への想いを疑うわけではないが、権利を回復したら、権利は行使することができる。 ○ スト規制法の趣旨は未然防止とすると、スト規制法の存在により、基本的に災害時・緊急時以外は停電は起こらないと思える。国民感情としては、災害等による停電は受け入れざるを得ないが、労使の争議によって停電するのは受け入れ難い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力システム改革を実施して多様な事業者による競争環境を整備するというのであれば、労働者としても抑止力を強化して労使対等の立場に立つというのは、至極当然のこと。電産ストの例からも、組合員の理解の得られない争議行為は組織の崩壊を招く。経営者も争議行為が起こらないよう努力をするもの。 	

2. 電気の安定供給と特殊性

(部会資料等より抜粋)

- ・ 現在の電力使用量はスト規制法制定時の 20 倍程度。
- ・ 「電気は貯められない」ため、電気事業者は、需要（消費）に対して供給（発電）を瞬時瞬時に合わせている。もし需要が供給能力を超えてしまうと、電力ネットワーク全体が維持できなくなり、予測不能な大規模停電を招いてしまう。
- ・ これまで民間電力会社 10 社の垂直一貫体制による地域独占。電力システム改革後も、一般送配電事業は引き続き独占。

公	労	使
<p><安定供給の重要性></p> <p>○ 電気は、生活、産業、行政、サービス、全てにおいて不可欠であり、昭和 28 年当時と比べても、今の電気の価値は、命に関わるくらいに高まっている。</p>	<p>○ これまで電気事業では、かなりの設備投資を行うことで電気の安定供給に資しており、60 年前のスト規制法制定当時は全く状況が異なる。我が国の停電回数は米国や EU と比べて極めて少ない。</p> <p>○ 電力の安定供給は労使双方に共通した想いであり、それは電力システム改革があっても変わらない。現在の電力マンは 1 msec 単位で電気を管理し、絶対に止めてはならないという使命感がある。</p>	<p>○ スト規制法の保護法益である「電気の正常な供給の確保」は、依然として重要である。</p> <p>○ 電力会社の使命は電気を安定的にお客様にお届けすることであり、スト規制法の趣旨は、電気事業の労使間の紛争によって電気の安定供給が損なわれないようにすることだと考えている。</p> <p>○ 電気は経済活動と国民生活の基盤であり、特に現在は、東日本大震災を契機とする電気の供給不安が未だ解消されず、多くの企業が電力供給制約を事業活動の懸念材料としている。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力の安定供給は事業の根幹に関わる、社会としても経済の根幹に関わる問題になるのではないかと認識している。
<p><電気の特殊性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気は代替手段があまりない。ガスも熱源とすると有効利用できるが、電気が果たしている国内産業と国民生活における役割は代用できない。 ○ 特に送配電は独占であるため、電気が止まったときにどのような影響があるのか、電力システム改革後の先行きの不透明感を感じる。 ○ 仮に技術が進歩しようと、電気は貯められないし、常に需給バランスを調整して周波数が乱れないようにする必要がある。コンピューター制御されているとはいえ、やはり人が関わる。非常に重要な部分が動かなくなった時を考えると不安。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業だけではなく、ガスや情報通信も国民生活のインフラであり、全ての産業・企業で扱っていることは同じ。なぜ電気事業だけが、特別の規制をかけられるのかという点が問題。 ○ 代替手段があまりないという点は、情報通信やガスといった電気以外の社会インフラでも同様。 ○ スト規制法は、昭和27年の電産ストが起こり、当時の世論や国会の意思によって制定されたという経緯によるもの。電気事業だけに同様の特別な規制を設けている国は諸外国にない。また、他の国内法令の状況に鑑みても、電気事業だけに公益性を見出して特別な規制を設けている例はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気が他と異なるのは、電気は貯められないため、需給バランスを一定に保たなければ電気が止まってしまうところ。 ○ 事業経営をしている中で、電気は他のエネルギーと比べて止まった時の影響が非常に大きい。

3. 電力システム改革の影響も想定した検討

(1) 電気事業における労使関係

(部会資料等より抜粋)

- ・ 昭和 52 年のスト規制法調査会の提言により電気事業労使会議を開催。
- ・ 震災前までは、毎年、春闘の時期に争議行為予告を行い、スト権の確立もしているが近年、争議行為は行われていない。
- ・ 電力労使の労働協約では、一般に、争議行為の不参加者の職種・人員について事前に会社と協議するような保安協定がある（電気の供給に影響を与えない範囲で、保安要員・発電所の運転員等を争議の不参加者にしている）。

公	労	使
<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の電気事業の労使関係は、様々な場面で、労使で建設的な議論が行われており、安定しているように思う。 ○ 震災後の停電の経験に鑑みても、電気の安定供給は大切であり、労使の責任ある態度によって、それが維持されていることに敬意を表したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制を行えば全てが解決するという問題ではない。民間労働者は、自由競争の下での健全な労使関係の中で、労使協議を通じてお互いの力で問題を解決していくことが基本。 ○ 昭和 27 年に電産ストが発生し、実際に停電が発生した結果、翌年にスト規制法が制定された経緯があるが、社会的な批判を浴びて電産は崩壊し、その反省を踏まえて出来たのが、組合民主主義を掲げる現在の電力総連。当時の労働運動とは今とは全く異なる。現在の電力マンは 1 msc 単位で電気を管理し、絶対に止めてはならないという使命感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の労使関係は良好であり、今後どのような環境になっても、引き続き良好な労使関係を維持することが経営者の責任と認識している。

	<p>○ 争議行為を行うに当たっては、通常、最低限稼働させないといけない部門や、命に関わる部門について、労使間で争議不参加協定を結ぶ。電気の供給を止めた場合の社会的な批判も労使で十分に考えるところであり、そこは成熟した労使関係の中で対処されるべき。</p>	
<p><電力システム改革後></p> <p>○ 電力システム改革によって、送配電は変わらないが、発電部門に様々な事業者が参入することによって、労働環境が不安定になってくるのではないか。</p> <p>○ 電力システム改革で、今後地域独占が外れて自由化した後に現在のような安定的な労使関係が保てるかどうか。法的分離後にどこの会社に労働組合ができ、どのように組織化されていくのか。今後に向けて不安なところがある。</p> <p>○ 電力システム改革後、多数のプレイヤーが登場すると、一面では、労使紛争が発生しやすくなる条件にはなる。</p>	<p>○ 電力の安定供給は労使双方に共通した想いであり、それは電力システム改革があっても変わらない。労使関係は継続的なものであり急に変わるということはない。電気事業の労使関係が成熟しているというのは労使共通の認識。</p> <p>○ 現在の電気事業労使会議は1対1の労使関係で行っているが、仮に発送電分離がなされると、労働組合も会社もn個となるがどうするか、さらに労働組合のない発電事業者が参入した場合にどうするかという課題が残っている。</p> <p>○ 電力システム改革後は、送配電と広域機関との関係、管内の発電所がいくつになるのか、他社とアライアンスを組むの</p>	<p>○ 将来については不明だが、現在、既に新電力の登録が増加しており、異業種からの新規参入によって競争が激化することは間違いない。</p> <p>電力会社の使命は依然として電気の安定供給の確保であり、料金体系の多様化などにより生き残りを図っていく。</p>

	<p>か等、将来的な状況はわからない。 ただし、誰かが電気を供給しなくてはならないことには変わりがなく、たとえシステムが高度化しようとも、電力労働者は必要。</p>	
--	--	--

(2) 電気事業者間の競争環境

(部会資料等より抜粋)

- ・第2弾電力システム改革によって発電・小売は全面自由化するが、送配電は引き続き地域独占。発電・小売の新規参入が期待されるが、すぐに電力会社間のシェアが変わることは想定されず、実態が変わるには非常に時間がかかる。

公	労	使
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発電事業が自由化されて様々な業者が参入すると、代替供給者が増えるので、一部の発電所でのストライキは致命的ではないといった状況の変化が起きる可能性があり、そういった点を検討することが必要。 ○ 電力システム改革で、電気事業はこれまで何十年と続いてきた地域独占から自由化に踏み出すが、電電公社民営化時の特例調停制度の過程が参考になる。 電気事業は元々民営であるため、電電公社とは異なる点もあるが、独占から自由競争となる過程で、どのような環境変化が起こるのか丁寧に見なければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気事業法改正法案の附帯決議では、「自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から」スト規制法について検討することとされている。可能な限り規制を設けず、自由な競争を促進する観点でスト規制法を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力システム改革による電気事業を取り巻く環境の変化は大きく、この先の経過をよく見たい、不安だということも非常によく分かる。

(3) 電気事業の業務

(部会資料等より抜粋) ※第2回電事連資料

- ・ 電気事業の業務は、日常業務を中心に自動化が進み、省力化・効率化が図られている。他方、電気の安定供給のためには、今後とも社員(手動)による対応が必要。特に非日常業務については、事故時の初動対応や復旧の大幅な効率化は難しい状況。

公	労	使
<p><非組合員による代替></p> <p>○ 誰がどのようなストライキをすると供給停止がおこるのか、必要な人員は少なくなってきたが、代替可能なのかというような点を検討する必要がある。</p>	<p>○ 中央給電指令所において5班5名、うち1名が管理職で、日勤70名中10名が管理職であれば、職場における非組合員の比率としては、比較的高い方であり、短い期間であれば、非組合員で十分に対応可能ではないか。</p>	<p>○ 機械化等で置き換えができない業務には、一定の知識、技能、経験等が必要であり、非熟練労働者では容易には代替できないと思う。</p> <p>○ 管理職の比率は、たとえば配電保守では管理職1名につき班長以下20名から30名、火力発電所では管理職1名につき10名から15名というように、業務によって異なる。</p>
	<p><スト規制法の対象者></p> <p>○ どこまでの人員がスト規制法の対象になるかの解釈が非常に難しく、保安協定における争議行為の不参加者も、職種や部門で割り切っているのが現状。そう考えると、約11万人中約5~6万人、約4~5割の労働者がスト規制法の対象となっているのではないか。</p>	<p>○ 電力10社の平均で発電部門の労働者でスト規制法の対象となるのは電力労働者全体の1割程度、送配電部門は3割程度の人数と考えられる。</p>

<p><電力システム改革後></p> <ul style="list-style-type: none">○ 法的分離後に、今のオペレーションがどのように変わるのか、電気の正常な供給が停止するような事態が起きやすくなるのか否かという点を検討する必要がある。		<ul style="list-style-type: none">○ 安定供給を実現するために、電気事業の業務は発電・送電・変電・配電と高度に連携されたオペレーションで行っているが、電力システム改革によって法的分離が行われれば組織の「壁」ができるため、より複雑で高度化したオペレーションが要求され、現場労働者の知識・経験も一層求められるようになるのではないか。
--	--	---